

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

保安林の指定(造林課)

保安林の指定予定(〃)

保安林の指定の解除(〃)

保安林の指定の解除予定(三件)(〃)

町道の改築に関する工事の完了(道路課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 警備員指導教育責任者講習の実施(〃)

◇ 正 誤 平成元年三月鳥取県告示第四百三十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成元年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小鴨薬局昭和店	倉吉市昭和町二丁目一番	平成元年六月二十一日
医療法人社団常松医院	米子市福市五七四一五	〃
医療法人育生会高島病院	米子市西町六番地	〃
医療法人中西医院	境港市上道町七二三番次一地	〃

鳥取県告示第七百一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施

行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十六條の規定により告示する。

平成元年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予告期間の終了の年月日
常松内科小児科 医院	米子市福市五七四一五	平成元年六月二十一日
中西医院	境港市上道町七二三番次一地	”

鳥取県告示第七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成元年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字外邑字奥瀧野五四二の三

二 指定の目的

なだれの防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

平成元年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字篠谷尻三の一、四の一、字篠谷尻向五の一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町本郷字岩田一四七七、一四七八、一四八二、一四八三、字モチガ谷奥平ラ一八七五、字モチガ谷一八七八から一八八二まで、字御寄ノ塔一八八五、一八八六、日南町茶屋字魚切原二八三一から二八三四まで、二八三七

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

三 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡北条町大字米里字姥ヶ谷五六八、五七〇から五七二まで、東

郷町大字方地字二ノ清水一〇七三、一〇七五から一〇七七まで、字大谷一〇八八の一、一〇八八の二、一〇八九の一、一〇八九の二、一〇九〇から一〇九五まで、字大谷枝一〇九六から一一〇〇まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は択伐による。

東伯郡北条町大字米里字姥ヶ谷五六八・五七〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）五七一、五七二

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

四 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町高尾寺字谷一五八の一、一五八の二、一五九、一五九の一、字寺谷奥一六〇の一、日南町多里字灰谷笹井谷八八三の四、八八四の二

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

日野郡日南町多里字灰谷笹井谷八八三の四・八八四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

五 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東郷町大字方地字清水八七四の一、八七五の一、字大谷一〇八七の三・一〇八七の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字曲り田七八四、字法大寺七九九の一から七九九の三まで・大字藤津字奥西平一〇五七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇五八、一〇五九、字観音山一〇六〇、一〇六一（次の図に示す部分に限る。）、一〇六二、一〇六三、一〇六五、一〇六六、字奥八〇六、関金町大字大鳥居字カケト七〇〇（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

東伯郡東郷町大字方地字清水八七四の一、八七五の一、字大谷

一〇八七の三・一〇八七の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字曲り田七八四、字法大寺七九九の一から七九九の三まで・大字藤津字奥西平一〇五七・一〇五九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

字観音山一〇六〇・一〇六一・関金町大字大鳥居字カケト七〇〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

境港市佐妻神町字砂浜ノ一 二の一から二の三まで、字砂浜ノ二六、

字砂浜ノ三 九、一二、字砂浜ノ四 一五、字砂浜ノ五 二二、二四、

字砂浜ノ六 二八の一、三一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び福部村

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八東水字魚見谷東平二六七六（国有林）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字奥澤見字狼谷一二二五の八(次の図に示す部分に限る。)(一二二五の二四、一二二五の二五(次の図に示す部分に限る。))

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八号

過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事の一部を完了するので、過疎地域振興特別措置法施行令(昭和五十五年政令第五十号)第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 工 事 区 間

工事の種類 工事の完了の日

桜子宮田線

日野郡日南町丸山字桜子一七〇一地
先から同町霞字天鳥り四二一七地
先まで

改築

平成元年六月二十七日

日野郡日南町福塚字大林七〇五地先
から同町福塚字ランヂ六九七一六地
先まで

改築

平成元年六月二十七日

鳥取県告示第七百九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年五月二日 鳥取県指令受都計三一二第四十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市禰宜谷字青木

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南栄町三六

池原 稔

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年六月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ハッピーランドA	株式会社ニューギン
	ハッピーランドV二A	
	エキサイトキングVI	
	日本一	

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成元年6月27日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

- 1 実施期日
平成元年9月4日（月）から同月8日（金）までの5日間（各日とも午前9時から午後5時40分まで）
- 2 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第28会議室
- 3 講習事項
 - (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。
 - (2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
 - (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 - (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 - (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
- 4 受講手続
 - (1) 受講申込書の受付期間
平成元年8月1日（火）から同月21日（月）まで（郵送の場合は、平成元年8月21日（月）までの消印のあるものは、有効とする。）
 - (2) 受講申込書の提出先
〒 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署
 1 県外に住所を有する者
 鳥取県警察本部防犯部防犯少年課

(3) 提出書類

ア 所定の様式による警備員指導教育責任者講習受講申込書 2通
 イ 写真

縦、横各3センチメートルで、受講申込前6月以内に撮影した無
 帽、正面、無背景の顔写真を受講申込書の所定の欄にはり付け
 と。

(4) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料

31,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の
 下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 講習終了後に終了考査を行う。

(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察
 本部防犯部防犯少年課（電話0857-23-0111）にすること。

正 誤

平成元年三月鳥取県告示第四百三十三号（字の区域の変更等について）
 中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁	段	誤	正
十五	下	大字美用字見詰	大字美用字見結
十七	下	大字美用字見詰	大字美用字見結